

# 大阪府における窒素酸化物の排出抑制に係る推奨ガイドライン

## 1 推奨ガイドラインの目的

このガイドラインは、大阪府におけるばい煙発生施設の設置及び管理について、低NO<sub>x</sub>化の推奨基準（以下「NO<sub>x</sub>推奨ガイドライン」という。）を示すことにより、事業者の自主的な取組みにより、窒素酸化物の排出抑制を図ることを目的とする。

## 2 NO<sub>x</sub>推奨ガイドライン

### (1) 対象施設

大阪府域の工場・事業場に設置される別表に示す施設の種類及び規模のものとする。

### (2) NO<sub>x</sub>推奨ガイドライン値

NO<sub>x</sub>推奨ガイドライン値は、別表に示すものとする。

(別表)

施設の種類	規模	推奨ガイドライン値 (O <sub>2</sub> =0%)
ボイラー	50L/時間以上	60ppm (専ら気体燃料を使用) 80ppm (専ら液体燃料を使用)
ガス機関	35L/時間以上	200ppm
ガスタービン	30L/時間以上	150ppm
ディーゼル機関	30L/時間以上	500ppm

注1：非常用の施設は対象外とする。

注2：規模は、燃焼能力を重油に換算した1時間あたりの燃焼能力とする。

注3：NO<sub>x</sub>推奨ガイドライン値は、酸素濃度0%換算時の窒素酸化物濃度とする。

注4：NO<sub>x</sub>推奨ガイドライン値は、対象機器から排出されるガス又は排出されたガスを処理した後の濃度とする。

附則

このガイドラインは、平成24年4月1日から適用する。

附則

このガイドラインは、令和6年4月1日から適用する。